注記

１　重要な会計方針

（１）　有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価格が判明しているものについては取得価格、取得価格が不明なものは再調達価格を基礎とした価格で評価しています。ただし、昭和５９年以前に取得したものは、取得価格不明なものとして取り扱い、再調達価格を基礎として評価しています。なお、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格１円としています。

（２）　有価証券等の評価基準及び評価方法

①　市場価格のある有価証券等

市場価格のある有価証券等については、基準日時点における市場価格により評価しています。

②　市場価格のない有価証券等

　　　　市場価格のない有価証券等については、出資金額等により評価しています。ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価格で計上しています。

（３）　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産

定額法を採用しています。

②　無形固定資産

　　 定額法を採用しています。

③　リース資産

　　 定額法を採用しています。

（４）　引当金の計上基準及び算定方法

①　退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員

が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

②　賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度６月支給予定の期末勤勉手当の支給見込

額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額（１２月から３月まで

の４か月分）を計上しています。

（５）　リース取引の処理方法

　 　　リース料総額が３００万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

（６）　資金収支計算書における資金の範囲

　　　 地方自治法２３５条の４第１項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

（７）　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品及びソフトウェアの計上基準

　　 　物品については、取得価格又は見積価格が５０万円（美術品は３００万円）以上の場合に資

産として計上しています。ソフトウェアについても、物品の取扱に準じています。

②　資本的支出と修繕費の区分基準

　　　 資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で６０万円以上であるとき、修繕に係る支

出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを

判断し、資産として処理しています。

２　追加情報

（１）　対象範囲

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

①一般会計

　　　②土地取得特別会計

（２）　一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

（３）　出納整理期間

地方自治法第２３５条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度に係る出納整理期間（平成２９年４月１日～５月３１日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

（４）　地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
| ― | ― | ５．８ | ― |

（５）　繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（一般会計）　　２１３,８８５千円

（６）　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のと

おりです。

　　　将来負担額　　　　　　２，１１７，１３２千円

　　　充当可能財源等　　　３，５０１，４４９千円

　　　標準財政規模 １，０００，２３１千円

　　　算入公債費等の額　　 １８４，９３５千円

（7）　純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①　固定資産等形成分

　　 固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②　余剰分(不足分)

　　 純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

（８）　基礎的財政収支

　　業務活動収支　　 ３８０，８１８，４３２円

　　　支払利息支出　　　　１１，７５３，６０２円

　　投資活動収支　 △４０８，５４３，９９４円

 基礎的財政収支　 △　１５，９７１，９６０円

（９）　一時借入金

　 　資金収支計算書には、一時借入金の増減額は含まれていません。一時借入金の限度額

は、１００，０００千円、その利子はありません。